

分担金・拠出金の名称		拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	217,561千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		義務的拠出金			B
国際機関等の概要及び成果目標		(1) 当該機関の設立経緯等・目的 ・国連気候変動枠組条約(UNFCCC)は、地球温暖化問題に対処するため、温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的として、先進国における温室効果ガスの抑制削減措置の実施、途上国の取組に対する支援等を定めている。当該拠出金はデータ収集分析や人材育成等、UNFCCC事務局の運用に充てられている。 ・事務局はドイツ・ボンに所在し、締約国数は197。 (2) 拠出に当たっての成果目標 UNFCCC下における交渉において、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築・実施することを目標とする。			
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・UNFCCC事務局は、温室効果ガスの濃度の安定化を目的とした国際条約及び国際協定につき、各締約国に交渉の場を提供する国際機関として評価されている。 ・同事務局は①国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)、京都議定書締約国会合(CMP)、及びパリ協定締約国会合(CMA)の準備(年1回)、②専門的・技術的側面について議論する補助機関会合の準備(年2回)、③締約国から送付される温室効果ガスインベントリ、政策及び措置の詳細等の情報のとりまとめ、④関係国際団体(例:気候変動に関する政府間パネル(IPCC))との調整といった条約の履行のための業務、及び(1)データ分析、(2)気候資金、(3)適応分野、(4)技術メカニズムに関して温室効果ガス削減のための業務を行っており、気候変動対策に関する締約国間での合意形成及び各締約国における政策等の策定に貢献している。特に合意形成については、2015年にパリ協定が採択され、2016年11月に発効した。 ・同事務局の取組の成果については、締約国会議・会合及び補助機関会合において締約国により評価されるほか、ホームページやSNSで広く一般に向けて発信している。また、その会議・会合の多くにメディアも受け入れ、気候変動対策に関する時宜に合った情報の発信を促すなど、ビジビリティも確保している。 ・気候変動対策に関する合意について、同事務局が会議・会合の場を提供することを通して、1997年採択の京都議定書、2009年のコペンハーゲン合意、2010年のカンクン合意、2011年のダーバン合意、2012年のドーハ気候ゲートウェイ、2013年のワルシャワ決定、2014年の気候行動のためのリマ声明等を採択してきた。また、2015年にはパリ協定(気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、緩和、適応、支援及び透明性に係る取組、世界全体としての実施状況の検討等について定めるものであり、歴史上はじめて全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組み)を採択し、2016年11月に発効した。 ・パリ協定の実施指針等については2018年までに採択することが決定している。2017年5月に開催された補助機関会合においては、この期限を念頭に、実施指針等の案の作成に向けて、概念的な議論から技術的・具体的な議論へと移行する動きがあり、それぞれの指針等を検討する議題の進捗に応じて指針の項目や要素の検討等が行われた。 ・2015年12月に開催されたCOP21において、IPCCに対し、1.5℃気温上昇(産業革命前比)による影響とそれに関連する排出経路に関する特別報告書を2018年に提供することを招請するとの決定がなされた。IPCCは当該招請を2016年4月のIPCC第43回総会において受諾した。また、2017年5月に国連国際防災戦略事務局(UNISDR)主催で開催された防災グローバル・プラットフォーム会合において、UNISDRのグラッサー代表及びUNFCCCのエスピノサ事務局長が持続可能な開発目標(SDGs)及びパリ協定につき、共同行動を呼びかける等、科学分野、防災分野等との協力も推し進めている。 ・我が国は、UNFCCC事務局が、①気候変動問題について国際ルールが着実に実施され、実効的な対策が講じられるための基盤の構築、②気候変動枠組条約、京都議定書及びパリ協定の的確な実施のために必要な科学的・技術的知見を構築し、締約国がその知見を活用できるよう確保、③COP、CMP、CMA等締約国会議・会合の効率的な運営を実現することを通じ、国際ルールの策定を効果的に行うための基盤を構築するよう、締約国会議・会合の場のほか、UNFCCC事務局との会談等で積極的に働きかけを行っている。その成果として、2016年11月にパリ協定が発効した。パリ協定においては、 - 世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及 - 主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること - 二国間クレジット制度(JCM)を含む市場メカニズムの活用が位置づけられたこと - 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施 - 先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること - 5年ごとに世界全体の状況を把握する仕組み 等が含まれており、この中には我が国の提案が取り入れられたものも多い。			
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・UNFCCC事務局の2014年-2015年の2か年予算の執行状況に関し、国連事務局長室の独立機関である内部監査部(OIOS)による内部監査を実施した結果、一部改善が必要(partially satisfactory)との評価を得て、2016年5月に評価結果を公表した。同事務局は改善が必要との指摘があった項目について2016年12月31日までに改善を行った。 ・また、国連会計監査委員会(BoA)による外部監査を実施し、2014年-2015年の2か年予算につき適正との監査報告書を2016年10月に公表した。 ・拠出金等の執行状況及び執行済みの予算に関する会計報告については、締約国会議・会合及び補助機関会合の開催前にUNFCCC事務局のホームページ上で公開され、各会議・会合において締約国に報告される。締約国による評価は各会議・会合のほか、会談等を通じてUNFCCC事務局に共有され、将来の予算計画に反映される。 ・UNFCCC事務局はこれまでも旅費の節減や業務の効率化等、独自に経費節減努力を行ってきたが、我が国をはじめとする各締約国からの更なる経費節減の要望に応え、2016年-2017年予算を前2か年比増減なしとすることができた。また、2018年-2019年の2か年予算に関し、同事務局より前2か年比7.9%増で予算草案が提案されたが、2017年5月の補助機関会合において同事務局及び各締約国が交渉を行い、最終的には前2か年比4.1%増に減額することで合意した。 ・BOAによる外部監査の結果、資金利用は適正であると評価されている。 ・UNFCCC事務局が適切に予算を使い、締約国会議・会合及び補助機関会合の開催を確保することにより、各締約国が気候変動に関する交渉を円滑に行うことが可能である。これにより、2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)においてパリ協定を採択し、国際的な気候変動対策の枠組みを前進させる成果を挙げた。また、2016年11月4日にパリ協定が発効した直後にパリ協定第1回締約国会合を開催する等、同事務局は次の段階の交渉を迅速に行うことができる場を提供しており、我が国もこのような同事務局の活動を評価している。			

II 当該機関等と日本との関係について	3 日本 の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・UNFCCC事務局は、国連気候変動枠組条約第8条の規定に基づき、締約国会議その他の会合の準備・役務の提供、各締約国から提出される報告書の取りまとめ等の任務を行っている。同事務局はこれまで20年以上にわたって気候変動関連の諸会合を開催し、各国からの情報を集約してきており、会合を開催するためのロジ的なノウハウや交渉で取り扱われる気候変動問題の実質部分に関する情報が蓄積されている。したがって、同事務局がなくなれば、会合を開催して各締約国が交渉を行うための場の運営の準備だけでなく、その内容に関する知見を中立・客観的な立場から提供する主体がなくなることになる。このような交渉を行い得ない状況となれば、気候変動対策についての国際的な基準・規則作りを行う基盤が大幅に損なわれることとなる。こうした事態は国際的な気候変動対策を停滞させることとなる。 ・我が国は、気候変動対策の重要性・必要性を重視する立場から、関連する条約の規定及びCOP決定の内容に従って、締約国中で第2位の額の義務的拠出を着実に行うことにより、事務局の安定的な運営に寄与し、1997年の京都議定書採択、2015年のパリ協定の採択を行う下支えとなったと考える。 ・パリ協定には我が国が独自の取組として進めているJCMを含む市場メカニズムの活用、パリ協定の発効要件等につき、我が国の主張や提案が取り入れられる等の具体的な成果が現れている。また、中立・客観的な立場を有する同事務局の活動を通じて、気候変動問題について国際ルールが着実に実施され、実効的な対策が講じられることは、我が国の目的に合致している。 ・パリ協定の採択に当たっては、基本的な枠組みである、先進国と途上国が共に気候変動対策に取り組むことを義務付けるといった考え方(注：京都議定書の下では先進国のみが削減義務を負っていた。)や、各国が取組を通報し、それをお互いにレビューする制度の構築といった点で、我が国の主張や提案が最終的な条約案に反映された。 ・UNFCCC事務局側と日本側の政務レベルまたは事務レベル等での意見交換や年に1回開催している締約国会議・会合及び年に2回開催している補助機関会合などを通じて、実効的な気候変動対策を地球規模で実現するという日本の考えが各国に共有され、実施されるよう確保している。2015年に採択したパリ協定は我が国の考えが反映されており、今後のパリ協定の実施指針の策定にも我が国の考えが反映されるよう進めている。 ・2016年に開催された国連気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)においてはエスピノサUNFCCC事務局長と山本環境大臣が会談を行い、また2017年2月には外務省国際協力局地球規模課題審議官とエスピノサUNFCCC事務局長が意見交換を行い、実効的な気候変動対策を地球規模で実現するという我が国の考えを共有した。 ・国連気候変動枠組条約は、大気中の温室効果ガスの濃度の増加によってもたらされ、自然の生態系及び人類社会に悪影響を及ぼすおそれのある気候変動に対処するための国際的な枠組みを定めるものである。我が国がUNFCCC事務局に拠出を行うことは、日本として地球環境問題に関する国際協力の推進に貢献する観点から有意義である。 ・我が国は国内における温室効果ガス(GHG)の排出量を2030年に2013年比で26%減少させる目標を掲げ、その目標実施に向け、着実に施策を実施している。産業界は自主的な取組(低炭素社会実行計画)を実施しており、企業の気候変動対策への意識も高い。我が国の官民が掲げる低炭素社会への目標を国際ルールに反映するためにも、UNFCCC事務局への拠出は重要である。 ・我が国は締約国会議・会合及び補助機関会合などにおいてNGO参加の重要性を訴えており、UNFCCC事務局も非政府主体の参加・行動の強化に努めている。 ・2015年のCOP21においては、先進国のみに温室効果ガス削減義務を課するという従来の枠組みでは気候変動対策として不十分であるという我が国及び関係国の主張が実を結び、先進国と途上国の双方に削減行動をとることを求めるパリ協定という新たな枠組みが構築された。 ・また、我が国は、締約国会議・会合及び補助機関会合等の際には、UNFCCC事務局長や他の関係者と頻繁に意見交換や情報交換を行っている。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・UNFCCC事務局においては、日本人職員(専門職以上)が8名いる。同事務局における意思決定に関与する幹部クラス(Dレベル相当以上)は0名である。同事務局の専門職以上の職員に占める日本人職員(専門職以上)の割合は3.3%である(2016年現在)。前年同期比の日本人職員数は、7名から8名で推移している。 ・日本再興戦略において、日本は2025年までに国連関係機関の日本人職員を1000名へ増強する目標を掲げており、水準としては3.1%が望ましいとしている。2016年のUNFCCC事務局の専門職以上における日本人職員の割合は3.3%であり、水準を満たしている。 ・幹部職員に日本人職員はいないものの、国連気候変動枠組条約に関する意思決定は締約国会議・会合及び補助機関会合においてコンセンサス方式で行われており、交渉の場において日本の意向を反映させてきている。 ・国際機関における日本人職員の増強については、潜在的候補者の発掘を行っており、UNFCCC事務局についても同様のアプローチを通じて日本人職員の増強を図っている。これらの取組に加え、同事務局に対して直接働きかけを随時行っているほか、①国内の大学・研究機関に対する有為な人材の応募の呼びかけ、②ソーシャルメディア(ツイッターやホームページ)を通じた発信・呼びかけ、③NGOや関係企業との意見交換等の機会を通じた同事務局の活動紹介や応募の呼びかけ。④同事務局で勤務する日本人職員との意見交換を通じたニーズやキャリアパスの把握といった取組を行っている。 ・在外公館を通じて、定期的に事務局幹部や人事部との間で意見交換や申入れ等を行っているほか、締約国会合・会議及び補助機関会合の場において日本人職員の採用につき積極的に働きかけを行っている。 ・UNFCCC事務局の専門職以上については、関連分野での学士号・修士号の取得、気候変動の交渉・外交、政府間協議その他の経験が豊富であること、英語を初めとする国連公用語に係わる高度の語学力等が求められている。 ・なお、同事務局には、上記のほか、環境省から1名の職員が派遣されている。
	5 日本 の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN: UNFCCC事務局が次の2か年予算案を作成し公表する。各締約国は5月頃開催される補助機関会合の前に予算案を精査し、補助機関会合において同事務局から説明を受け、減額等の交渉を行い、11月頃開催されるCOP1において承認している。 DO: 12月頃及び6月頃、日本から拠出金が支払われ、締約国会議・会合等の開催等、同事務局の活動が行われる。 CHECK: UNFCCC事務局は年に2回開催する補助機関会合において予算の執行状況を公表するほか、OIOSによる内部監査、BOAIによる外部監査が行われる。隔年10月頃に前2か年の財務報告書を公表、2014年-2015年の2か年の監査結果は適正と報告された。 ACT: 締約国会議・会合及び補助機関会合等を通じて、業務改善等を行い、ゼロ成長案を目指すようUNFCCC事務局に働きかけている。 締約国会議・会合及び補助機関会合等を通じて、またUNFCCC事務局との意見交換を通じて、コンパクトな当該事務局体制を維持しつつ実効的な気候変動対策を地球規模で実現するよう同事務局に働きかけている。
担当課室名	気候変動課	